

一七世紀前半の萩藩財政

田中誠 二

はじめに

本稿は、一七世紀前半の萩藩財政について、前稿¹⁾に続いて、基本的事実を確定し、重要要素間の連関を具体的に明らかにしようとするものである。この主題については、三坂圭治²⁾・森田良吉³⁾・峯岸賢太郎⁴⁾の論考があるが、検地・石高・年貢・和市・藩内産業といった主要要素と藩財政の関係、財政計算のあり方、家臣団の再生産と藩財政の関係など、総じて藩財政の構造的な理解に課題を残している。そこで本稿では、検地と年貢に関する拙著⁵⁾の理解を前提に、右の課題に迫ろうとするものである。

一 慶長・元和期の藩財政

慶長五年（一六〇〇）関ヶ原戦の戦後処理によって、毛利氏は中国筋八カ国から防長二カ国へ減封となった。慶長三年の兼重検地高⁶⁾では、八カ国一一八万七六九〇石余（秀吉の領知高では一一二万石）から防長二カ国二九万六三七〇石（秀吉の領知高防長二カ国分

は二九万八四八〇石）への減封ということになる。国数・石高ともに、四分の一への減封である。防長移封後の家臣数は、領知減少に見合っただけで減少しなかった。「領知に比して家臣団数が過大である」というのが、毛利氏にとって以降に響く困難な条件である。見渡しのために、表（一）萩藩石高表を掲げておく。⁶⁾

連年にわたって課せられた幕府普請役への対応と、財政基盤の強化を目指して行われたのが、慶長十二年から十六年（一六〇七―一一）に行われた三井検地である。この検地は、以降の地方支配・藩財政の規矩の大枠を構成する重要なものであった。石盛は、物成が七ツ三分（七三％）に当たるように物成から逆算したものと推定される。七ツ三分という数値は慶長十年国絵図・御前帳の両国惣平均の免を継承したもので、石高・想定物成は一・八倍の打出しとなる恐るべきものであった。この検地以降は、畠・屋敷も分米表示（以前は分錢表示）となり、またはじめて有用樹木を「小成物」（こなりもの）として石盛をした。そして、畠・屋敷・小成物等の「田方」以外のものを一括して「畠方」と位置付け、高一石に

銀一〇匁を収納する。ここでは、鉾山を含む広範な富の石盛をした。この検地によって、田方 \parallel 米納、畠方 \parallel 銀納の収納原則が確定し、以降の地方支配・財政の規矩となった。

田方では石高一石から米七斗三升、畠方では石高一石から銀一〇匁を収納するという原則は、米七斗三升 \parallel 銀一〇匁、すなわち米一石 \parallel 銀一三匁七分の公定和市（相場・レート）の設定を意味する。畠方の銭・現物収納から銀収納への移行にさ

いしては、右の和市を含んで、米七斗三升 \parallel 銀一〇匁 \parallel 当料（流通銭）四貫文 \parallel 古銭（精錢）一貫文の公定和市を設定した。給領検地にあつては、指出を通じて内所務（給人の現実の収納）の把握、案内者を出させることを

表（1）萩藩石高表

項目	防長惣高（石）	面積（反）	本藩領石高（石）	免
兼重検地高（慶長3=1598）	296370.000		230170.000	
国絵図高（慶長10=1605）	298480.203	379746.609		0.73
三井検地高（慶長18=1613）	539286.785	498490.930	439986.785	0.73
朱印高（慶長18=1613）	369411.315		264382.240	
熊野検地高（寛永2=1625）	658299.331		475275.762	0.50
貞享検地高（貞享3=1686）	818487.377		635465.376	0.40
宝暦検地高（宝暦14=1764）	892976.368	606487.881	709078.640	0.40
天保手鑑高（天保12年=1841）		612501.570	712325.044	0.40

*慶長10・慶長18の面積は、防長両国のもの、宝暦14・天保12の面積は本藩領のもの。

通じての落地の防止につとめ、連年続く幕府普請役に耐えうる知行の「平等」さを確保しようとした。三井検地では、慶長十二年に蔵入検地、同十四、五年に給領検地が行われ、同十六年に一応完了、慶長十八年の朱印高改定までに三大鉾山（根笠・蔵目喜・長登の計一万七〇〇〇石）の石高を追加した。

三井検地による防長惣高は、五三万九二八六石七斗八升五合である。うち支藩の長府領高五万四三〇〇石、岩国領高四万五〇〇石を引くと、本藩領は四三万九八六石余となる。本藩領約四四万石のうち検地直後の蔵入地は一四万六、七〇〇〇石で、蔵入地率は三三%前後と、中後期の七〇%に比してまだ相当低い。

表（2）は、慶長十二年分 \sim 十六年分の蔵入算用一紙である。蔵入高は、一四万石台から一五万石台に増加し、一二万石台に減少した。これは蔵入検地高一四万石台にその後の給領検地増石の一部を取り込み、また知行に配った（「御賦方」一万三四一二石余ほか）ためとみられる。米換算での現作分に対する免は、四ツ八分余（慶長十二年分） \downarrow 七ツ一分余（慶長十三年分） \downarrow 七ツ三分（慶長十四年 \sim 十六年分）と推移している。慶長十二年分が低いのは、前当職の収納した一部が含まれていないことによるものである。慶長十四年分からは、現作分に七ツ三分の免が掛けられており、検地原則の貫徹していることが明瞭である。米単（ひとえ）・銀単の項は、三井検地の公定和市である、米七斗三升 \parallel 銀一〇匁 \parallel 銭（当料）四貫

文を使って、筆者の換算した数値である。当該期の蔵入収入は、米

表(2) 慶長12~16年分蔵入算用一紙

年度	慶長12年分	慶長13年分	
高(石)	146455.024	147225.084	
諸引方(石)	13799.391	15946.434	
現作分(石)	132655.632	131278.651	
現米公納(石)	58989.260	57685.168	
現銀公納(匁)	74369.735	417634.352	
現錢公納(貫文)	1082.684	33775.717	
米単(石)(計算値)	64615.841	94336.544	
銀単(貫目)(計算値)	885.149	1292.281	

*米0.73石=銀10匁=錢4貫文(三井検地の和市)。

年度	慶長14年分	慶長15年分	慶長16年分
高(石)	153421.614	123441.249	124589.999
御賦方(石)	13412.974	120.156	
除方永否皆損(石)	4734.437	3860.639	8077.813
浦町別紙(石)	5655.040	4767.264	
諸山領別紙(石)	1949.093		1919.593
山代見嶋銀子方(石)			17962.559
諸市浦後地銀子方(石)			2360.522
寺社町方、庄屋・組頭給(石)			3651.005
諸引方小計(石)	25751.544	8748.059	33971.492
現作分(石)	127670.170	114693.190	90618.507
免	0.730	0.730	0.730
物成(石)	93199.225	83726.029	66151.510

米(石)	55305.619	53474.431	54989.480
銀(匁)	470020.143	367278.094	125320.400
錢(貫文)	22891.673	21716.417	12643.500

公納分・臨時方共ニ

浦市方水夫銀共(匁)	40936.200	47672.640	48405.660
山口町畠方共(匁)	20454.150		
浜方立銀(匁)	26926.650	22298.366	23605.220
諸山領(匁)	101384.720	123026.132	19195.930
山領利徳分(匁)			132722.873
千石夫銀(匁)	17374.873	25089.990	15487.140
山河湯錢他(匁)	37607.366	9289.750	20612.918
浮所務		59395.740	
山代見嶋公納(匁)			175750.930
新辨売立銀(匁)			6727.000
過料銀(匁)			1843.750
諸郡開作(石)		207.091	
諸郡種米利分(石)		1392.881	1434.415
落地上り石(石)			406.809
小計(石)		1599.972	1841.224
小計(匁)	244683.958	286772.618	444351.421

惣以上

米(石)	55305.619	55074.403	56830.704
銀(匁)	714704.101	654050.712	569671.831
錢(貫文)	22891.673	21716.417	12643.500
米単(石)(計算値)	111656.749	106783.351	100724.186
銀単(貫目)(計算値)	1529.544	1462.786	1379.783

*米0.73石=銀10匁=錢4貫文(三井検地の和市)。

出典:「譜録三井善兵衛資誠」(毛利家文庫譜録み4)。

15・16年分は、井原俊夫所蔵井原家文書。

換算で一〇〇一萬石、銀換算で一四〇〇〇一五〇〇貫匁とみてよく、財政規模を示している。
慶長十四年分から記載が詳細になっており、諸引方を控除した現作分に〇・七三の免を乗じた計算上の物成米(米単)は、現実の収納の米・銀・錢を米換算した数値に近似している。例えば慶

長十四年分の現実の収納である米・銀・錢を、米〇・七三石〓銀一〇匁〓錢四貫文の公定和市で、米単に換算してみる。五五三〇五
+ 四七〇〇二〇 ÷ 一〇 × 〇・七三 + 二二八九一 ÷ 四 × 〇・七三 =
九三七九四石は、物成記載値九三一九九石と五九五石(〇・六%)
の誤差しかない。同様に慶長十五年分は、八四二四八石で五二二三石

(〇・六%)の誤差、慶長十六年分は、六六四四五石で二九四石(〇・四%)の誤差である。現実の収納は、ほぼ三井検地の公定和市に従って行われたとしてよい。現銭公納(おそらく現物公納も)が着実に減少して、田方 \parallel 米納、畠方 \parallel 銀納という三井検地による収納原則が貫徹して行く様も窺える。

「諸山領別紙」とあるのは鉾山領石高であり、慶長十六年分では一九一九・五九三石、下欄の公納分・臨時方共「諸山領」は、石高一石に銀一〇匁を乗じた一九一九五・九三匁と正確である。同年分ではこれとは別に公納分・臨時方共「山領利徳分」銀一三二貫七二二匁があり、鉾山の盛況による臨時方とみられる。前述した三井検地完了後の三大鉾山領の追加石高(一万七〇〇〇石余、銀収納にして一七〇貫匁)は、この臨時分が慶長十八年の朱印高改定に合わせて石盛をされたと考えられる。領内鉾山はこの頃が盛期であり、後述する元和元・三年分では「銀山方御利徳之分」(かなやまかたおりとくぶん)は、銀二八、九貫匁余に激減している。もう一つ注目すべきは、慶長十六年分から「山代・見嶋銀子方」一七九六二石余が現れ、公納分・臨時方共「山代・見嶋公納」に一七五貫七五〇匁(ほぼ石高一石に銀一〇匁の収納である)があがっていることである。見嶋公納は鯛ほかの公納であって、石高の張るものではないので、この石高・公納の主力は山代の紙であると考えられる。この部分は、慶長十六年分銀単の一二・七%を占める。ちなみに慶長十九年の山代石高は、後述するように

一万九八八三石六石六四九である。

以上、慶長十年代の藩財政で知りうるところは、①財政基盤の強化と、連年の幕府普請役に耐えうる知行の「平等」さを確保するために三井検地が行われた。②三井検地は田方と畠方を明確に区分した上で全部に石盛を行い、田方 \parallel 米納、畠方 \parallel 銀納の収納原則を立て、米〇・七三石 \parallel 銀一〇匁 \parallel 当料四貫文の公定和市を設定した。萩藩における石高制の貫徹、以降に及ぶ地方支配の規矩の明確化と評価できる。③当該期の蔵入収入は、米換算で一〇〇〜一一万石、銀換算で一四〇〇〜一五〇〇貫目とみてよく、財政規模を窺える。④当該期の産業として、米を別として、盛期の鉾山とこれから伸びていく紙とが注目すべきである。⑤三井検地は、前石高・前物成の一・八倍もの打出しを伴う恐るべき検地であった。農村の荒廃を招き、その完了の一四年後に寛永二年(一六二五)検地を必要とした。

表(3)は、元和三年(一六一七)分蔵入算用状である。同年春の蔵入高は、一三万六一二三石余である。これには、同年の馬究(家臣団への軍備調査)による上知分も含まれている。この年で蔵入収入への影響の大きかったのは、なんと言っても藩主秀就の弟就隆への「内証分知」(下松藩の事実上の成立³⁾元和三年四月二十八日)であり、三万石を配ったことである。残る蔵入高(本高)は、一〇万七〇〇〇石余に減少した。前述の慶長十六年分に比して一万七五四七石の減少である。この本高に浜方・「銀

表（3）元和3年分蔵入算用状

項目	石高(石)	米(石)	銀(貫目)	備考
元和3年春之高上知方共	136123.205			元和3年馬究の時上知方16人分2755石余を含む。
蔵入高	107042.998			就隆へ分知3万石(蔵入減)ほか差引残り。

内(本高とそれ以外の石高)

本高	107042.998			
浜方	3300.887		29.997	
同塩調分	616.000			大津塩4300俵。
浦銀御徳分	3238.797		32.387	
銀山御徳分	2955.400		29.505	
湯銀御徳分	111.600		1.116	
浮役銀	1259.642		12.596	他に銭納分銀367匁。
一年浮役	1793.050		17.930	
同代之分(銭)	217.109		5.263	
合(蔵入惣高分)	120535.483		128.794	
諸引方	5383.631			永否・庄屋給ほか年貢控除高。
現高	101659.366			

米方請

田方現高・物成	65622.021	46490.141		免0.7084(元和元年分は0.69)。
同口米		929.804		物成の2%。
2口合		47419.945		

米方払

萩御蔵納		6306.829		
山口御蔵納		100.000		
一ノ坂江上分		1970.592		
大坂運上分		3392.584		
地下にて小払		452.593		
切米ニ渡分		19722.665		
その他		802.328		銀100匁=米7.3石の和市あり。
小計		32747.591		
残		14672.353		諸郡御蔵に払残13469石他。

銀子方請

畠方現高・畠銀	36037.345		360.576	ほぼ石高1石に銀10匁の収納。
---------	-----------	--	---------	-----------------

銀子方払

萩御蔵納			221.065	
地下にて小払			2.470	
根笠山江仕入			1.242	
切米方			4.642	
山代帛			7.821	
薪代			2.032	
その他			6.262	
小計			245.634	
残			114.941	所務代手前地下有之108.204貫目、諸郡未進6.737貫目。

請惣合

米(石)		47419.945		
銀(貫目)			489.370	
米単(石)(計算値)		83143.955		
銀単(貫目)(計算値)			1138.958	

*米0.73石=銀10匁=銭4貫文の和市で計算。他に種子米利1879石、千石夫銀22.63貫目。

*他に浮物方(現物納)あり。

出典：毛利家文庫柳営41-35「防長諸郡御蔵入御算用状」(元和4.4.28)。

山御徳分」ほかの石高一万三四九三石を足して、「蔵入惣高」は一
二万石余である。ここから「諸引方」(永荒・庄屋給ほかの年貢
控除高)を引いて、「現高」(現作分)は一〇万二六五九石余であ

る。「惣高」諸引方「現高」は、以降も続く年貢・財政計算の形
式である。この「現高」を田方現高六万五六二二石余と、畠方現
高三万六〇三七石に別け、田方「米納」の方は米方請、畠方(畠・屋

敷・小成物・鉾山等、田以外の一切) 銀納の方は銀子方請へと掲出される。「田方」・「畠方」以外に、「浮物方」(洪紙・細引・鳥毛などの現物納) が若干あり、三部構成となっている。そして三部のそれぞれを村の蔵の立場から請(入)と払(出)で決算する形式が萩藩の年貢一紙(請払一紙)の特徴である。

米方請は、田方現高に対して三井検地の免七ツ三分(したがって三井検地高は七ツ三分成高という)を掛けて物成を算出する筈であるが、当年は検見等による減免が出たとみえて、免は七ツ八厘四毛(元和元年分は六ツ九分)に止まっている。過酷な三井検地の影響がはじめている。田方物成は、四万六四九〇石余で、これに付加税の口米二%が付く(寛永期から三%)。米方請の総額は、物成米と口米を合わせた四万七四一九石余である。米方払は、村の蔵の立場からの払(出)で、①萩蔵納、②大坂運上、③地下払、④切米(家臣へ渡す)が主要な払先であり、それ以外にここでは④山口蔵納、⑤一ノ坂銀山への仕入れがある。大坂運送米は三三九二石と少ない。請から払を差し引くと、一万四六七二石余の残りが出る。これは主要には「諸郡御蔵」に残っているという注記がある。萩藩の請払一紙は、当年の九月から翌年の八月までを会計年度とするから、日付が元和四年四月二十八日であるこの請払一紙は、元和三年分の完結していない中一紙(年度途中のもの)であるとみられる。八月までは「諸郡御蔵」に残っている米は、全て払われるはずである。

銀子方請(畠方請)は、畠銀(夏納銀・秋納銀が半々)と称さ

れ、畠方現高に石別一〇匁を掛けた額に近い銀三六〇貫目余である。銀子方請にはこれ以外に、上欄にある浜方・浦銀徳分・銀山徳分・湯銀徳分・浮役銀等の石高の付いた銀収入(石高一石に一〇匁の収納に近く、別計算)があり、その合計は二二八貫目余である。「銀山御徳分」(かなやまおとくぶん)は二九・五貫目余であり、元和元年分二八・四貫目余とともに、慶長期に比して鉾山収入は激減している。銀子方払は、萩蔵納がほとんどであり、米方払と同じく地下払・切米払が若干ある。払残りは、「所務代」(蔵入代官)手前にある。

こうして米方請(田方)と銀子方請(畠方)の合計は、米四万七四一九石余と銀四八九貫目余である。これを三井検地の公定和市である米〇・七三石〓銀一〇匁で米単に直すと、八万三二四三石余となる。銀単では一一三八貫目余となる。これが元和初年の財政規模である。慶長十六年分と比べると、米単で一万七五八一石余の減、銀単で二四一貫目余の減である。就隆への分知、三井検地の揺れ戻し、鉾山収入の減退などが原因と考えられる。

元和期には、大坂陣(元和元年)・広嶋陣(福嶋改易の城受取、元和五年)の出陣のほか、大坂城手伝普請(元和六年)等があり、將軍上洛への参集、在江戸参勤等もあって、財政支出が高んだ。元和九年九月の「内証家督」(輝元から秀就への藩主権力の完全移譲)は、隠居領三万石を蔵入から割いたとみられ、あまつさえ四〇〇〇貫目におよぶ借銀があった。⁵⁾元和九年(一六三三)には大

がかりな「仕組」（財政整理・行財政改革）が開始された。この仕組は、長府藩主毛利秀元の統括、当職益田元祥の実務担当のもとで行われ、益田当職辞任の寛永九年（一六三二）八月二十三日に完結した。元和九年仕組のなかで最も重要な施策は、寛永二年検地とその翌年の知行替えである。

寛永二年検地（検地奉行の名をとって熊野検地ともいう）の仕法は、三井検地の七ツ三分成高から五ツ成高への移行、田方高一石から免五ツ \parallel 米五斗の物成収納、畠方高一石から六・八五匁の物成収納（米五斗 \parallel 銀六・八五匁、つまり米一石 \parallel 一三・七匁という三井検地と同じ公定和市）である。表（4）の計算式でも明らかのように、仕法そのものは、想定物成は変えないで、石高を一・四六倍に水増しする構えである。ただ過酷な三井検地による農村の荒廃を直すため、過去四年間（元和七 \sim 寛永元年）の年貢実績を平均し、五ツ成の \circ ・五で除して新石高を決定した。ならし検地と称された理由がそこにある。

寛永検地の惣高は、六五万八二九九石三三一、うち三支藩領高は一八万三〇二三石五六九であるから、本藩領は四七万五二七五石七六二となる。寛永検地後の蔵入高は二一万石と知れているので、蔵入率は四四％となる。前述したように三井検地後の蔵入率は三三％前後であったから、蔵入率は相当高くなった。ちなみに蔵入率を概観すると、三井検地三三％ \rightarrow 寛永検地四四％ \rightarrow 貞享検地七〇％ \rightarrow 宝暦検地七〇％と推移している。

表（4）三井検地と寛永検地の計算式

慶長国絵図（慶長10）の高は、領知高の系統。兼重検地の高を修正したのものである。
 7ツ3分の物成は惣平均のもの。
 <三井検地>（慶長16年）は、7ツ3分成高。
 田方の収納：石高1石 \times 0.73=米0.73石
 畠方の収納：石高1石 \times 10匁=銀10匁
 つまり石高1石から米0.73石ないし銀10匁を収納するから、米1石=銀13.7匁の和市設定。
 <寛永検地>（寛永2）は、5ツ成高。
 田方の収納：石高1石 \times 0.5=米0.5石
 畠方の収納：石高1石 \times 6.85匁=銀6.85匁
 つまり石高1石から米0.5石ないし銀6.85匁を収納するから、米1石=銀13.7匁の和市設定。
 ただし、畠方の浦屋敷・浦立銀・塩浜銀・町屋敷などは、石高1石に10匁の収納。
 三井検地高 \times 1.46=寛永検地高であれば同じ収納を維持できるが、平均1.12倍に止まった。
 <貞享検地>（貞享3）は、4ツ成高。
 田方の収納：石高1石 \times 0.4=米0.4石
 畠方の収納：石高1石 \times 10匁=銀10匁
 つまり石高1石から米0.4石ないし銀10匁を収納するから、米1石=銀25匁の和市設定。
 実勢米価は、米1石=銀50匁以上であったから、畠方1石は田方1石の半分の価値に。
 <宝暦検地>（宝暦14）は、4ツ成高。以下、貞享検地と同じ。

蔵入率の上昇には、寛永検地翌年の知行替えと製紙地帯山代への増徴が関連する。家臣には基本的には三井検地高と同じ石高を配当した。例えば三井検地高一〇〇石の家臣の収入は七三石であったものが、寛永検地高一〇〇石の収入五〇石へ減収となり、差額は蔵入に取り込まれたのである。また、山代を全域蔵入に取り込み、あまつさえ増徴した。表(5)によれば、山代寛永検地高は

表(5) 山代石高と所務辻

年度	石高(石)	代官調辻(貫目)	代官名
慶長19	19883.649	130.689	武安助左衛門尉
元和5	19950.953	200.728	村井二郎左衛門尉
元和6		246.465	平川清兵衛
元和7		271.105	同
元和8		280.696	同
元和9		302.888	同
寛永1		350.127	同
寛永2	48015.190	450.322	同
寛永3		515.073	同
合計		2748.094	

出典：毛利家文庫巨室8「益田牛庵覚書」。

参考：寛永20年分山代現高57286石。

参考：承応2年山代現高59526石(畠方12206石。楮石23055石。田方24265石)。

四万八〇一五石一九であり、三井検地高一九八八三石六四九の二・四倍となった。山代代官調辻(収納辻)は、元和五年二〇〇貫目、寛永元年三五〇貫目、寛永二年四五〇貫目と飛躍的に増加している。

二 寛永・正保期の藩財政

元和九年仕組は、寛永九年までの一〇年間で完結し、この間当職を務めた益田元祥によれば、「先御代官年々の御借銀四千貫目及、我等氣遣を以、悉相払申候事」と、仕組当初四〇〇貫目もあった藩借銀を解消したばかりか、銀一三〇〇貫目・大判三〇〇枚・小判三〇〇〇両ほかの「御納戸銀」を蓄えた。元祥(牛庵)の子元堯(無庵)によれば、仕組の背景と実態はつぎのようであったという。

都合をハ甲斐守殿へ被成御頼、万事指引をハ牛庵ニ可被仰付と(輝元・秀就)の御父子様御談合にて、十ヶ年および御仕置之儀遂其節候、甲斐守殿ハ四五年程都合計御聞候て、其後ハ江戸より御下向も無之付而、万事牛庵一分之心遣を以、御家御再興之所仕立申、一先被遂御案堵候、大段之御借銀御座候を不残払、其上金銀へかけて弍千貫目前後仕置仕、宍道主殿へ相渡申候、

前半は、輝元・秀就が長府藩主毛利秀元に「両国大辻并所帯方万究之儀」、つまり藩政の重し役と財政再建の統括役を依頼したが、秀元が果したのは文字通り「都合」。「辻」ばかりで、実際の財政再建の功績は元祥の方が大きいという。なお、秀元のかつての役割

は、寛永九年九月から岩国藩主吉川広正が担うことになる。¹⁶

寛永九年八月二十三日に、当職は宍道元兼に交替した。元兼によれば、同年九月十四日の秀就萩出立参勤に銀子がなかったため、元祥仕立ての仕置銀を暫借したが、寛永十四年閏三月までの当職在任中に返済した。ばかりか銀子一八七七貫目余を自分の在任中に蓄えた。借銀が出来だしたのは、寛永十七年からだという。¹⁷

このころ五年分（寛永九年～十三年分）平均の蔵入算用一紙が残されている。それによれば、蔵入惣高は二〇万八、九〇〇〇石（外に家臣の浮米高が寛永十三年分で一萬四一七三石余、諸引方を差し引いた現高は、二〇万四〇〇〇石くらい、三%の口米を含む免は〇・五〇八六五（寛永検地五ツ成の貫徹）で、とりたてて悪年はない。江戸・京・大坂支出は、全体の五八%で、米和市は一石〓二〇〓二三匁である。残り米は一萬八二八三石余で、寛永十四年分に引き当てられることになっている。¹⁸

藩財政を担当する国元の当職は、宍道元兼（寛永九年八月二十三日）↓益田元堯（寛永十四年四月一日）↓井原元以（寛永十六年二月八日）↓益田元堯・宍道元兼（寛永十八年三月四日）↓児玉元恒（寛永二十年一月一日）↓国司就正・児玉元征（正保三年十一月一日）と交替している。藩主随従の江戸方である当役は、阿曾沼就春（寛永十一年）↓児玉元恒（寛永十八年）↓宍道元兼（寛永二十年）↓児玉元征・児玉元恒（正保三年）と交替している。

藩借銀について、宍道元兼は寛永十七年から出来たとするが、もっと詳しい証言がある。¹⁹

御借銀出来申候覚

一御改以前、寛永十八年之暮之御借銀七百貫目いでき申候、これハ牛庵しをき之銀子悉爰元へ上り、御国ニも御しをき銀これなく、そのうへ一天下き、んのはしめゆへ、御物成ハ無之、山代紙も在々之ことくたがひ、上方にて御うりはらひも相ならず候てつかへ、十七年・十八年之紙御そんになり申候故、よに出所無之候て、御借銀にてこゝもと相とゝのへ候事、

一同十九年之暮之御借銀仕詰、二千貫目余ニなり申候事、

一同二十年之暮よりすこし御物なりもいでき、御うり米も二万石余御座候へ共、その暮よりハ又大坂之米たやすく候て、やうやう右之御借銀利上ほと御座候、おなじとし山代紙すこしうりたて、八百貫目ほと御座候へとも、二十年より廿一年迄之御在江戸中御つかひ方三千貫目ほと入申二付、又そのとし御借銀かさミ申候、御物なりよく米うりたて候とても、御借銀大分になり候ゆへ、とかく御米のうりたて銀ハ、年々利上にやうやう御座候而、山代紙之うり立て銀にひきたし、年々御借銀一年に千貫目あまりまし申候、左候につき正保三年之御借銀仕詰、江戸・京・長崎三ヶ所にて六千二百貫目余になり申候事、

これによると、借銀の出来はじめたのは寛永十八年暮で、銀七百貫目。この借銀は、益田元祥の「御納戸銀」がすべて「爰元」（江

戸)に送られて費消され、寛永末の飢饉のはじめで物成もなく、山代紙も不調でかつ売れず、ほかに手段がなく借銀に頼つてできた。翌十九年暮の借銀総額は、二〇〇〇貫目余となった。二十年の暮は物成もあがり二万石の売米があつたが、大坂米価が安く借銀返済に廻すのがやっとだった(江戸への仕送りが出来ない)。同年山代紙売却代銀が八〇〇貫目あつたが、寛永二十年四月から正保元年七月までの在府中の「御つかひ方」(出費)が、三〇〇〇貫目ほどもかかつたので、また借銀がかさんだ。とかく借銀が大きくなつたので、米売却代銀は年々の借銀返済にやつとで、山代紙売却代銀と新借銀で江戸仕送りを賄つたために、借銀は年々一〇〇〇貫目ずつ増した。正保三年の江戸・京・大坂での借銀総額は、六二〇〇貫目になつた。

表(6)は、寛永二十年分の蔵入請払一紙である。²⁰⁾蔵入現高は、二二万六七四〇石。うち山代現高が五万七二八六石、その他の諸郡現高が一五万九四五四石。ここで注目すべきは、以下の計算では山代現高の実現がいったん捨象され、下欄の江戸御遣方に引き当てられていたことであり、山代物成辻は七〇〇貫目である。これは寛永期に始まつた山代請紙制度が、この時期には藩財政の柱に位置付けられていたことを意味する。

つぎに諸郡現高は、浦方・塩浜(寛永検地畠方のうち石高一石に銀一〇匁収納の部分)現高とそれ以外の田方・畠方現高に別けられ、後者の物成を米単にして、五万二九七三石としている。この米

単の現高に対する免は、〇・三五とかなり低く、寛永末年の飢饉の余波を感じさせる。ちなみに寛永九〜十三年の平均物成の現高に対する免は、口米三%を含むとはいえ〇・五〇八六五であつた。ここまでは米方請である。

米方請から、浮米方・切米方・扶持米方⇨家臣への給与と役所への米払(米方払)を差し引き、残つた米を売却して、米建部分をプラス・マイナス〇(米方請⇨米方払⇨〇)とする。これは藩財政計算の常道である。売却代銀と銀収納とで銀子方請とし、銀子方払を差し引いて決算とする。残りが出れば黒字、マイナスとなれば赤字(不足)で、これも藩財政計算の常道である。全体としてみて常道を外れているのが、山代現高・物成を別計算として江戸御遣方に引き当てていることである。それが当該期萩藩財政の特徴とも云える。

銀子方請の主要部分は、米一万八八七石の売却代銀であり、「百目二四石和市」すなわち米二石⇨銀二五匁。ちなみに寛永九〜一三年平均の蔵入算用一紙に登場する和市は、米一石⇨二二〜二三匁であつた。前掲史料にあるように、「大坂之米たやすく候」と認識されていた。

銀子方払は、国元・京・大坂の支出が七〇六・七貫目(五四・三%)、借銀返済が六〇六・三貫目(四五・七%)、全体で一三二六・七貫目である。借銀返済の大きさが際だつており、これは、山代物成辻を合わせた銀子請総額一二五三・三九七五貫目の

表（6）蔵入寛永20年分請払

米方請

項目	石高（石）	米（石）	銀（貫目）	備考
現高	216740			

内

山代	57286			別計算。山代物成辻700貫目に。
諸郡	159454			

内

浦浜銀子成ノ島（銀子方請へ）	8120		81.200	石貫ニして。石高1石に銀10匁。
田島（米方請）	151354	52973.9		3ツ成5分。

米方払

浮米方		7086.0		
諸切米方		16070.0		
諸扶持方		9460.0		
萩小遣方		1320.0		
大坂小払		150.0		
払合（米方払）		34086.0		
残（売米ニ成分）		18887.9	472.197	1石=25匁。「百目ニ四石和市」。

銀子方請

浦浜島銀			81.200	
売米代銀			472.197	
合（銀子方請）			553.398	

銀子方払

切錢方			181.300	
萩・山口・三田尻小遣方			207.400	
大坂小遣方			50.000	
京都小遣方			268.000	
京・大坂御借銀利上ケ銀			251.500	元1398貫目（「六年かしノ御調共ニ」）
江戸御借金利上ケ銀			156.700	元20096両
長崎御借銀利上ケ銀			183.100	元925貫目（「六年かし御調共ニ」）
萩同			15.000	元100貫目
平野次左より宍戸忠三郎借銀			6.200	
上地衆長崎借銀			7.500	
以上（銀子方払）			1326.700	

内

請高ニ引之			553.398	
残不足分			773.303	

江戸御遣方			1260.100	
-------	--	--	----------	--

内

山代物成辻			700.000	
残不足分			560.100	

不足銀合			1333.402	
------	--	--	----------	--

出典：毛利家文庫財政19「御蔵入寛永二十年分請払」

四八%を占める。異常事態である。前掲史料では、売米代銀を借銀返済に引き当て、山代紙売却代銀を江戸御遣方に引き当てることになつてゐるが、両方とも破綻している。

借銀返済部分について、もつと詳しく見てみよう。家臣借銀返済を除く五九二・六貫目の返済に対する元銀総額は、金部分を一兩 \parallel 銀六六匁(承応二年の和市)とすると、銀三七四九貫目となる。ここから前掲史料の年一〇〇〇貫目ずつを加えると、正保三年には六七四九貫目となり、前掲史料の「正保三年之御借銀仕詰、江戸・京・長崎三ヶ所にて六千二百貫目」に、大坂・国元借銀を加えたものがほぼ合致すると考えられる。

京・大坂利上ヶ銀二五二・五貫目(元銀一三九八貫目)の注記に、「六年かしノ御調共二」とあるのは、どういうことを意味するだろうか。つぎの史料が参考になる。⁽²¹⁾

松平長門(花押) 借用銀子之事

合丁銀六十貫目定

右月別壹貫目二付而拾貳匁宛之加利足、借用申所実正也、毎年銀拾七貫六百四拾目宛之調堅固ニ可申付候、左候へ者寛永式拾四年之暮迄五ヶ年ニ、無残相済申等候、右之調少茂相違有之間敷候、為後日如件、

寛永式拾年

五月三日

児玉淡路守(花押・印)

(以下毛利氏加判衆五名略)

静間吉左衛門殿

これは藩主袖判借銀証文で、宛名の静間は萩藩紙座を務めることになる京都商人である。月利一・二%であるから、年利に直せば一四・四%(閏月のある年は一五・六%)である。管見では、当該期に一般的な年利は一二〜一五%であるから、その範囲内に収まるとはいえ高利である。年々の返済を定額一七貫六四〇匁として五年間払う、つまり五年賦とする(萩藩では「利且納」という)。年々元銀は減少していき、確かに五年間で完済となる。さきの「六年かしノ御調共二」の意味は、六年賦の元利返済一年分を指し、「利上ヶ銀」とは、元銀の返済部分を含むと考えられる。ちなみに、藩主袖判の判紙を大坂都合人(留守居)・京都都合人(留守居)に、五〇枚ずつを渡して借銀奔走をさせている史料がある。⁽²²⁾

右のような事態に直面して、仕組の方向が模索され始めるのは、翌年の正保元年(一六四四)である。正保元年六月二十六日、当役安道元兼・江戸加判役梨羽就云からつぎのような建言がなされる。⁽²³⁾

御両国より何と御究候て茂、大分之御借銀之仕払、爰元之御遣銀迄之仕出ハはや出所無御座候、御家中之者共被召放、又ハ知行なと少宛被召上候て茂さほと出目御座有間敷候、其上知行被召放候者、御軍役・御普請役など公儀より被仰付候時者、被為成間敷候、然間何とそ御つ、きの所御前ちかく被召仕候衆中ニ被成御尋、存寄所書物を以無用捨申上候へと被仰出、左様之書物をも被成御覽、能所を御取上ヶ候て御讚談被遊、御家つ、か

せられ候様ニ被遂御分別、乍惶可然奉存候、云々

防長両国の物成をもつて支出を賄つていくのが藩財政の鉄則であるが、多額の借銀返済と江戸出費を賄っていくほどの物成は絞り出せない。このうへは、家臣の召し放ちか知行の一部召し上げしかないが、そうすれば幕府軍役・普請役に応えられない。そこで家臣からの建言を容れることを提案する。それでもつて「殿様何とそ被遂御分別」しかない。

この提案をうけて、「御借銀大段之儀ニ付而、御蔵人物成御引当不足申ニ付而、御仕組之様子存寄儀も御座候ハ、可申上」旨の触れが出された。十月十七日付当職児玉元恒、十一月二十日付当役宍道元兼の書上を皮切りに、計三一通が近習山内左近・児玉半左衛門宛に提出された。当職児玉元恒は、今の物成だけではどの様にしても「先々御家之御つゝき」は出来ない。かといって「御家之御つゝきと候而茂、御家中之つゝき無之候而ハ無専候」と云う。当役宍道元兼は、「寛永貳年之御改之ことく、太躰被仰付候而可然奉存候」と、元和九年仕組の再現を提案し、「とかく殿様御儀定之所、乍惶肝要ニ奉存候事」と、藩主の決定を重視する。

国元加判役益田就宣は、「御蔵人物成二年中御遣方御引合せ被仰付候へハ、銀子千四百貫目不足之由候」と、寛永二十年分では一三三三貫目の不足だったものが、一四、五〇〇貫目の不足となっている現状を指摘している。そして「御家中御仕組被仰付候外ハ御座有間敷奉存候、併御家中之儀も聞召被届候様ニ殊外痛候間、曾々

相統候程之御仕組御尤ニ奉存候事」と、程々の家中仕組を提案する。十二月二十日付粟屋九郎右衛門書上では、「只今之仕合にてハ、御軍役并天下御普請役相組中被相勤事多分相成間敷と存候、此段内々以各申儀共ニ候」と、家臣団の窮状を訴えたうへ、「殿様かんにやくの御吟味御尤ニ奉存候」と、藩主自身の御遣方の過大さを暗に批判している。江戸御遣方の過大さは、寛永二十年分で見たとおり、引当七〇〇貫目をはるかに超えて五六〇貫目も不足している。前述のように寛永二十年四月から正保元年七月までの一番手（藩主在府）で、三〇〇〇貫目もの出費があつた。正保元年七月三日、寛永十年から十七年まで当役を務めた阿曾沼就春が自刃させられている。これは寛永十七年ころから借銀がではじめた、つまり江戸御遣方が過大になつた責任を取らされた格好にみえる。

正保三年仕組の開始は、六月十四日付のつぎの史料にみえる。⁽²⁴⁾

一今度之御改三ヶ条にて御座候、御借銀大偏之儀ニ相成申付此御仕組、第一者若殿様被持せ様之御事、并御家中御法度近年猥ニ成申候、此御再興、右之三ヶ条何茂肝要之御事ニ候、此段被懸御心御尤奉存候事、

一御公儀出仕其外御大名衆御付相、万大躰之御事、并自然御陣向之時、御人数被召連被成御出張、至其場ニ御下知被遊候儀、并御家中諸侍人から被御覽合被召仕候儀、此三ヶ条者殿様御役目にて御座候条、御自身被遊候ハて不叶御事ニ候、其外之儀者不被成御構、一円私次第二可被仰付事、

今回仕組の統括役益田元堯（無庵）が言上した冒頭二カ条である。一カ条目は借銀返済の事、嗣子綱広教育の事、法度再興の事、の三つが重要であるという。そして二カ条目で公儀向きの付合、出陣、家臣の召し使いようは、藩主の役目である。其外のこと藩主は構わず、全部元堯に任せてほしいというのである。「仕組」というものが、財政整理を中心に、いわゆる行政改革にも及ぶということが明瞭である。「正保の二歩減」を中心に十数編におよぶ「正保制法」（加判役職務規程、家中法度、武具定、儉約、キリシタン禁制、取籠者掟、郡中箇条など）は、それを物語っている。藩主の役目以外は、自分に任せてほしいというのは、親元祥（牛庵）が実質を仕切った元和九年仕組を想起させる。この言上書は、藩主秀就の裁可を受けている。つぎの十一月十六日付「毛利秀就条々」²⁶は、「正保の二歩減」と呼ばれ、仕組の中心をなす。宛名は地江戸加判衆六名である。

条々

一手前此節逼迫ニ付、今度改申付候、就夫各知行之内少宛可預り置候、尤可為迷惑候へ共、此時之儀候条馳走満足可申事、
付、上地所柄之儀、其者知行之内散地又ハ下地厚薄ニよらず、物はしを以双方伝能様ニ沙汰可申付事、
一新石八百石以下之者之儀者下地召上ケ、浮米を以蔵入其年々々の惣ならしの辻を以渡可遣事、

付、延・口米之儀者浮米ニ相添可遣候、庄屋給・畝頭給其

外諸浮役等之儀者可為公納事、

一人沙汰之儀、年寄共より書立を以可申渡候条、以其旨可有沙

汰事、

以上

正保三年

十一月十六日（青印）

毛利宮内少輔殿

毛利右京進殿

益田越中殿

梨羽頼母助とのへ

児玉淡路守とのへ

国司備後とのへ

藩財政が逼迫しているので、「改」（仕組）を行う。知行のうち二割（寺社領等は三割）の上知（人と土地の支配権を召し上げる）を命ずる。上知の所柄は、村のうちまとまった範囲とする。「新石」（寛永検地の石高）で八〇〇石以下のもは、下地（人と土地）を召し上げ、浮米を支給する。浮米支給は、蔵入惣平均免とし、付加税の延米（物成の三％）・口米（物成の三％）は与える。浮米支給あるいは切米・扶持米支給にも、二割減あるいは三割減が掛かった。上知所の管理換え（上知部分の打渡坪付＝検地帳を現地照合の上返納する）は、翌年に行われた。

元堯（無庵）によれば、「御家中大小身并御扶持方取迄式歩之地

御預り被成、高十万石余之物成出申候²⁷と、「正保の二歩減」によつて、高一〇万石の物成(米にして五万石見当)が出たという。そして「其外御遣方被遊御勘略、爰かしこ之出目を以、右之御借銀年々ニ御はらい候へハ、大形八年ほと二ハ埒明申筈二候つる」と皮算用をしていた。八年ほどといえ、承応二年(一六五三)までとなるが、「無程御仕組くつれ申候」と、うまく事は運ばず、結局二歩減自体は万治三年(一六六〇)まで一五年間続くことになる。前掲江戸加判衆「御借銀出来申候覚²⁸」の続きはつぎのようである。

一 右之御仕合ニ付、正保三之暮御改被仰付候へ共、右年々ふそく銀者とかく大ぶんニ付、つゝに御借銀之へり候事ハ無御座候て、年々にまし申候、正保四年之暮より当春まで御借銀之仕話元八千四百三十九貫目にて御座候、左候へハ右三ヶ年之間二千三百三十貫目余増申候、かやうに御座候てハはやらい年之暮共ハ、一万貫目之御借銀になり可申事間御座有まじく候条、たゞ今より御さた被仰付、後々之御つゞき、御借銀之かさミ不申候やうに被仰付事かんように奉存候事、

これは、「正保三年之御借銀仕話、江戸・京・長崎三ヶ所にて六千二百貫目余」とあるのに続く部分である。二歩減実施にもかかわらず、年々の不足銀が多いのでついに借銀の減ることはなく、「当春」(慶安二年カ)までの借銀総額は八四三九貫目に及び、二二三〇貫目も増してしまった。こんな調子だと来年の暮には、

一万貫目の借銀になつてしまふ、という。萩藩は、慶安二、三年(一六四九、五〇)に江戸城手伝普請を勤めている。そして承応元年(一六五二)に至つても、「二万貫目ニ及たる御借銀²⁸」がある。

正保三年仕組を主導した益田無庵は、「旁以面白御取続被成候事も、肝要之時分式歩之地御預被成候故かと存候」と二歩減の効用を言いながらも、「無程御仕組くつれ申候」と総括せざるをえなかつた。正保三年仕組は、秀就から綱広への代替りの慶安四年(一六五二)までには一旦挫折したと考えられる。再改革は、代替りののち、就中承応二年(一六五三)を俟たねばならない。

おわりに

慶長五年関ヶ原戦の戦後処理によつて、萩藩財政は最初から領知に比して家臣団数が過大であるという困難な条件を抱えていた。慶長十二年(一六六六)の三井検地は、財政基盤の強化の観点からも重要な位置を占める。①三井検地は、財政基盤の強化と、連年の幕府普請役に耐えうる知行の「平等」さを確保するために行われた。②三井検地は田方と畠方を明確に区分した上で全部に石盛を行い、田方Ⅱ米納、畠方Ⅱ銀納の収納原則を立て、米〇・七三石Ⅱ銀一〇匁Ⅱ当料四貫文(米一石Ⅱ一三・七匁)の公定和市を設定した。萩藩における石高制の貫徹、以降に及ぶ地方支配と藩財政の規矩の明確化と評価できる。③当該期の蔵入収入は、米換算で一〇〇一萬石、

銀換算で一四〇〇〜一五〇〇貫目で、これが財政規模を表現している。本藩領での蔵入率は三三%前後である。④当該期の産業で注目すべきは、米を別として、盛期の鉱山とこれから伸びていく紙である。⑤三井検地は、前石高・前物成の一・八倍もの打ち出しを伴う恐るべき検地であった。農村の荒廃を招き、その完了の一四年後に寛永二年検地を必要とした。

元和期に入ると、元和三年分蔵入算用状に明瞭なように、就隆への三万石「内証分知」、過酷な三井検地の揺れ戻し、鉱山収入の減によって、蔵入収入は米単で八万三〇〇〇石余、銀単では一一〇〇貫目余へと減少した。一方、軍役・普請役・参勤等によって出費が高み、元和九年九月の「内証家督」までに四〇〇〇貫目の借銀が来た。

右の事態に対処するため、元和九年「仕組」が開始された。この行財政改革で重要なのは、寛永二年検地とその翌年の知行替え、それに山代請紙制の成立である。寛永二年検地の仕法は、①三井検地の七ツ三分成高から五ツ成高への移行、②田方高一石から免五ツの物成収納、畠方一石から銀六・八五匁の収納（一部に一〇匁の収納）、つまり米一石⇔銀一三・七匁の三井検地和市を継承した（ただし畠方の一部に米一石⇔二〇匁の和市も存在し、やがて畠方全部に高一石⇔一〇匁収納に増徴）。③仕法そのものは、石高を一・四六倍に水増しする（想定物成を変えない）構えであったが、過酷な三井検地による農村の荒廃を立て直すため、過去四年間の年

貢実績を平均し、五ツ成で除して新石高を決定した（押し検地）。この検地と知行替えによって、①七ツ三分成から五ツ成への移行による、家臣知行地の削減と蔵入地への取込み、②山代の惣蔵入地化と増徴（山代石高は二万石弱から四万八〇〇〇石へ、山代収納額は元和五年二〇〇貫目、寛永元年三五〇貫目、寛永二年四五〇貫目と増加）、③三井検地直後の蔵入率三三%から四四%への蔵入強化などが行われた。これらの結果、「仕組」開始当初四〇〇〇貫目あった藩借銀は、寛永九年には解消されたばかりか、「御納戸銀」さえ備蓄され、「仕組」は一〇年間で完結した。

寛永九年分から五年間の蔵入高は二二万石弱と、寛永二年検地直後とあまり変わらず、寛永検地仕法の五ツ成が貫徹していて、とりたてて悪年はなく、米和市は一石⇔二〇〜二三匁、借銀は無い。「御納戸銀」が費消され、藩借銀が出来始めたのは、寛永十七、十八年ころからで、江戸出費の増大、寛永末年の飢饉（物成減、山代紙不調・不売）が重なり、借銀が累積していく。寛永二十年分蔵入請紙一紙では、山代紙が江戸出費に引き当てられているように、藩財政の柱に位置付けられていることが注目される（山代現高五万七二八六石・物成辻七〇〇貫目）。やがて正保二歩減後の承応二年予算大綱に、大坂運送米五万石・大坂運送山代紙二万丸という、両輪の片方を担う姿が見られるであろう。米和市は一石⇔二五匁で、「大坂之米たやすく候」と認識されていた。収入は米五万二九七三石と銀七八一貫目で、免が三ツ五分と低いせいもあつ

て、米単で八万四二一三石、銀単で二一〇五貫目となっている。借銀返済額は、銀子請総額の四八%を占める異常事態となっており、正保三年の借銀総額の六二〇〇貫目と六七四九貫目につながっている。

右の事態をうけて、正保元年から「仕組」に向けた模索が始まる。家臣の建言によれば、防長両国の物成をもつて支出を賄っていくのが藩財政の鉄則であるが、多額の借銀返済と膨脹する江戸出費を賄っていくほどの物成は絞り出せない。そこで考えられるのは、家臣の召し放ちか一部知行の召し上げしかないが、そうすれば幕府軍役・普請役に応えられない。寛永二十年分では一三三三貫目の不足だったものが、一四、五〇〇貫目の不足となっている。「御家之御つゝき」と「御家中之つゝき」を両立させる、ほどよい知行の一部上知しかない、ということになっていく。こうして、「正保三年の二歩減」を中心とする仕組が開始される。

家臣知行の二割上知を中核とする仕組は、「家臣団の家計を取り込む形で藩財政が成立する」ということを意味し、蔵入の強化・拡大動向の延長線上にある。しかし、家臣団の犠牲において藩財政が成立する、と簡単に片付けるわけにはいかない。「御家之御つゝき」と「御家中之つゝき」の両立は、近世期を通じての重い課題として残っていくと考えられる。とりわけ領知に比して家臣団数が過大であった萩藩においては、この論点は、引き続き追究を要する。

二歩減によって大坂運送米五万石が可能となったことは、仕組の

成果の一つであったが、借銀は慶安二年頃には八四三九貫目に、承応元年に至っても「一万貫目ニ及たる御借銀」と、むしろ増加している。無庵が「無程御仕組くつれ申候」と総括しているように、代替りの頃までにこの仕組は一旦挫折したと考えられる。承応二年に行われる再改革については、別稿を用意している。

藩財政と和市の関係については、①三井検地での公定和市が米〇・七三石＝銀一〇匁＝当料四貫文（米一石＝銀一三・七匁）であったこと、②寛永検地での公定和市が、米〇・五石＝銀六・八五匁、一部一〇匁であったこと（米一石＝銀一三・七匁と二〇匁）、③畠方高一石に一律一〇匁に増徴（米一石＝銀二〇匁）、④寛永九一三年分蔵入算用一紙では、米一石＝銀二〇匁と二三匁、⑤寛永二十年分では、米一石＝二五匁で、「大坂之米たやすく候」と認識されていたこと、⑥承応二年予算大綱の大坂米価は、米一石＝銀二〇匁と見積られていたこと、などにおおまかな和市変動が読み取れよう。以降、別稿で述べるように、⑦明暦三年の大坂での防長米一石＝三五・五匁、⑧寛文七年の大坂での防長米一石＝五一～五四匁を並べると、近世前期の米価高騰は明暦～寛文期に起ったと考えられる。

正保の二歩減下での大坂運送米五万石と大坂運送山代紙二万丸は、当該期藩財政の二大柱である。前期藩財政理解にとって、山代紙研究は欠かせない。現在進行中である。

以上、一七世紀前半の萩藩財政について、検地・石高・年貢・和

市・藩内産業といった主要要素と藩財政の関係、財政計算のあり方、家臣団の再生産と藩財政の関係、などを考究してきた。残された課題も多いが、本稿を足場に、引き続き一七世紀後半の萩藩財政を検討していきたい。

註

- (1) 拙稿「萩藩寛文期の藩財政―益田家文書を中心に―」(平成一五年度―一八年度科学研究費補助金成果報告書『大規模武家文書群による中近世史料学の総合的研究』二〇〇七年。代表久留島典子)。
- (2) 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』(初版一九四四年、改訂版一九七七年、マツノ書店)。
- (3) 森田良吉「萩藩検地史料の一研究」(『山口県地方史研究』七号、一九六二年)、同「萩藩成立期の財政(その一)―慶長・元和期の蔵入制度―」(『同』一八号、一九六七年)。
- (4) 峯岸賢太郎「成立期藩経済の構造」(『日本経済史大系3近世』上)東京大学出版会、一九六五年)。
- (5) 拙著『近世の検地と年貢』(瑞書房、一九九六年)。
- (6) 兼重検地高は、渡辺翁記念文化協会福原家文書「九ヶ国御領知之時国々物成付」。なお、兼重検地の年代比定が慶長三年であることについては、光成準治「豊臣期における毛利氏検地の進展と領国支配」(『九州史学』一四一号、二〇〇五年)。国

絵図高は、宇部市立図書館「慶長十年周防国長門国絵図」、山口県文書館県庁伝来旧藩記録二八〇「慶長五年御朱印辻兼重和泉蔵田与三兵衛検見帳」。三井検地高は、同二八一・二八二「三井但馬蔵田与三兵衛検見帳」。慶長十八年朱印高については、山口県文書館毛利家文庫「継立原書」二「慶長十年同十八年御両国之石辻公儀江御付出之扣并御朱印之写」。熊野検地高については、県庁伝来旧藩記録二八三・二八四「寛永式年坪付帳」。貞享検地高については、文庫「政理」七一「下村弥三右衛門手扣」。宝暦検地高については、文庫「政理」三〇四「小村帳記録」。天保手鑑高については、県庁旧藩記録二九一・二九二「防長両国郷村手鑑」。詳細については、前掲拙著参照。

- (7) 慶長十二年―十四年分は、文庫「譜録」み四「譜録三井善兵衛資誠」、十五年・十六年分は、井原俊夫所蔵井原家文書(埼玉県立文書館架蔵)。
- (8) 元和四年四月二十八日「防長諸郡御蔵入御算用状」、文庫「柳営」四一―三五)。
- (9) 『益田家文書』四六一「牛庵一代奉公覚書」に、「大殿様御隠居之節、四千貫目及之御借銀御座候」とある。
- (10) 詳しくは、前掲拙著参照。
- (11) 文庫「巨室」八「益田牛庵覚書」。
- (12) 寛永九年八月二十三日「益田元祥覚書」、『毛利家文書』

一五五七。

- (13) 寛永九年八月二十三日「益田元祥覚」、文庫「巨室」八「益田牛庵覚書」。
- (14) 東大史料編纂所蔵益田家文書「什書」九三「益田無庵書牛庵一代御奉公覚書」。
- (15) 元和八年十二月「毛利秀就起請文案」、『毛利家文書』一四四六。
- (16) 寛永九年九月十三日「毛利秀就自筆書状」(『吉川家文書』一二七七)に、吉川広正に宛てて、「両国置目之儀、辻を御存候而可給之由」を依頼している。
- (17) 寛永二十一年十一月二十日「当役宍道元兼言上書」、文庫「財政」二三一九。
- (18) 寛永十七年六月二十八日「御蔵入五ヶ年之間遣方御算用一紙」、文庫「財政」一七。
- (19) 慶安二年頃「江戸加判衆覚」、文庫「財政」二一九。
- (20) 「御蔵入寛永二十年分請払」、文庫「財政」一九。
- (21) 寛永二十年五月三日「毛利秀就袖判借銀証文」、文庫「近世遠用物」一六二。
- (22) 正保三年十二月一日「御袖判渡状并受取状」、文庫「近世遠用物」一一八八。
- (23) 正保元年六月二十六日「当役宍道元兼・江戸加判役梨羽就云言上書」、文庫「財政」二二三。以下に取り上げている諸史料

も、出典は同じ「財政」二二三。

- (24) 文庫「譜録」あ七「阿曾沼六左衛門里繁」に、「其後正保元年七月三日切腹被仰付、家断絶仕候」とある。
- (25) 正保三年六月十四日「益田元堯申上条々并毛利秀就奥書物」、『毛利家文書』一五五八。
- (26) 正保三年十一月十六日「毛利秀就条々」、毛利博物館毛利家文書「秀就」二九六。
- (27) 万治元年四月二十八日「益田無庵御奉公之次第覚書」、益田家文書「什書」九五。
- (28) 承応元年六月二日「江戸加判衆覚」、益田家文書三一九。

追記

本稿は、平成十九年度科学研究費補助金基盤研究(C)「藩財政と地域社会構造に関する総合的研究」(代表 森下徹)の成果の一部である。